

生活保護関係事務に関する特定個人情報保護評価書について寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

平成30年9月12日（水）～平成30年10月11日（木）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 保健福祉局総務部保護自立支援課（本庁舎3階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<http://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/hoshi-bosyu/mynumber/pia1.html>

3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) F A X

(4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0人	0人	0人	1人	1人

(3) 意見総数

8件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

※ なお、同趣旨の意見は一つにまとめております。

生活保護関係事務に関する評価書に対するご意見の概要と札幌市の回答

(平成30年9月12日～10月11日実施)

1 生活保護関係事務及び評価書に対するご意見

※ 同趣旨のご意見は一つにまとめております。

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答
1	どんなにリスク管理をしても、個人情報（特定個人情報）の漏えい・流失は避けられないものとして、十分な管理が必要であり大量の情報を紐つけることを危惧する。ヒューマンエラーであることが多い。	マイナンバー制度においては、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、法制度とシステムの両面から、様々な対策が講じられています。複数の対策を組み合わせることでより高い安全性を確保しています。 また、ヒューマンエラーに対しては、職員研修や監査、複数人でのチェックなどソフト面による対応を行っています。
2	個人情報情報提携は一元化せず、個別に管理するべきである。	「個人情報情報提携」とは、「情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携」のことと判断されますが、情報提供ネットワークシステムでは個人情報は一元的に管理しておらず、従来どおり各行政機関ごとに分散して管理され、芋づる式に情報が漏れることはない仕組みとなっております。
3	本意見募集に年齢、性別記載の必要性があるのか非常に疑問であるから、その根拠を明らかにして欲しい。	ご意見の概要を公表する際に、住所・氏名は公表せず、年代及び性別のみを掲載させていただくことを目的として、札幌市個人情報保護条例第7条に基づき記載を求めています。ご記載いただけなかった場合においてもご意見としての有効性を失いません。
4	全国を繋ぐコンピュータシステムが、近年多発する地震災害停電にどう対応しているのか。膨大な個人データの保存・保管管理に疑問がある。	情報連携を担う自治体中間サーバ・プラットフォームにおいては、データを保存・管理するデータセンターを東日本、西日本の二拠点に配置し、相互にバックアップを取っています。自然災害等によって片方のデータセンターが被災した場合には、もう一方のデータセンターに経路の切替えを行うことでシステムの再開を可能としています。
5	7頁別添1について 「住民登録がない」者から提出された生活保護申請書の「個人番号」について理解できない。 住民登録が無い場合、そもそも個人番号は付番されないのではないか、またどのように情報連携するのか不明である。	生活保護申請において、「住民登録がない」又は「個人番号」がないことを持って申請を受理しないことはありませんので、「住民登録がない」又は「個人番号」がない方の生活保護申請について受理しますが、「住民登録がない」場合、「個人番号」を確認できませんので、「住民基本台帳ネットワークシステム」と札幌市とで情報連携して、申請者の「個人番号」を確認します。
6	個人情報ファイルの取り扱いの委託・再委託について（10～11頁） 運用保守業務委託では再委託しているが、生活保護情報は非常にセンシティブ	再委託を行う場合、システム面、人的体制など、どのような安全管理体制をとっているか、また過去に個人情報の漏えい事故がないなどの資料などに基づいて、適正に特定個人情報等を管理できる者に札幌市が再委託先の許諾をします。

	<p>情報であり、まったく情報漏えいがないとはいえないのではないか。その際の責任の所在や情報の取り戻し方を明らかにするべきだ。</p>	<p>また、札幌市が再委託先の管理監督について、責任を持つことになっており、情報漏えいがないよう適切に再委託先の管理監督を行います。</p>
7	<p>47 頁以降のリスク対策について 項目「進学準備金情報」を含め、1022 項目にわたる特定個人情報（個人番号）の連携が行われることは、漏えい流失のリスクが多くなることを意味する。対策をどれほど構築しても絶対安全はありえない。大量の情報を紐つけることは漏えい流出のリスクは高まる。</p> <p>さらに各自治体と連携提供することは、個人情報取扱者、委託・再委託業者が増えることにもなりリスクも責任も重い。漏えい流失は絶対無いとはいえないからその場合には、早急に情報を公開し、責任の所在（損害及びその賠償）を明らかにするべきであり、その準備対策を十分に構築するべきだ。</p>	<p>札幌市の生活保護電算事務システムでは、必要な事務のみ特定個人情報にアクセスできるようにするなどのアクセス制御を行い、情報漏えいのリスク低減を図っています。</p> <p>万が一個人情報流出した際の対応は、事件・事故の内容により異なりますが、本市の関係部や委託先が連携して事態の把握や被害の拡大防止に取り組めます。損害賠償や補償については事案の内容により個別に判断することになります。</p>
8	<p>国の「個人情報保護委員会」は十分に機能しているとは思えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国に比較しても、担当人数・規模が小さく、非常に少ないと思われる。これで全国の問題に対応できるとは思えない。 「全世界に繋がっている」という認識が足りないのではないか。 ・また委員会は、国民（団体を含む）から寄せられた多くの疑問・質問に率直に真摯に回答し対応する国の機関でなければならない。 ・(特定) 個人情報の利活用を容易にするような姿勢ではなく、個人情報保護評価のリスク管理・対策の監視はもとより、漏えい流失した際の責任の所在および賠償責任を規定し、すみやかに情報公開するべきだ。 	<p>ご意見については、個人情報保護委員会にお伝えします。</p>